

令和4年度

# 定期監査結果報告

守口市監査委員

# 目 次

1	監査の概要	1
2	監査の結果	
	総括	2
	個別事項	
	〔前期〕	
	市長室	3
	総務部	
	総務課	3
	人事課	5
	法制文書課	6
	課税課	7
	納税課	7
	会計室	8
	議会事務局	9
	〔後期〕	
	市民生活部	
	コミュニティ推進課	10
	総合窓口課	12
	地域振興課	14
	保険課	15
	保険収納課	16
	生涯学習・スポーツ振興課	17
	人権室	18
	選挙管理委員会事務局	18

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種類

財務監査

### (2) 監査の実施期間

[前期]

令和4年9月から同年11月

[後期]

令和4年12月から令和5年2月

### (3) 監査の対象期間

[前期・後期]

令和4年1月から同年7月

### (4) 監査の対象部局

[前期]

市長室

総務部…総務課、人事課、法制文書課、課税課、納税課

会計室

議会事務局

[後期]

市民生活部…コミュニティ推進課、総合窓口課、地域振興課、保険課、

保険収納課、生涯学習・スポーツ振興課、人権室

選挙管理委員会事務局

### (5) 監査の実施方法

[前期・後期]

守口市監査基準に基づき、各業務のリスクを考慮しながら、収支関係書類（調定決議書、支出負担行為何書、起案文書、契約書等）の提出を求め、合規性や効率性等に着目しつつ、総合的な適否を判断の上、監査を実施した。

## 2 監査の結果

今回の監査において、次のとおり改善すべき事項が認められたので、措置を講じられたい。

なお、順序としては、まず前期・後期を通じての総括を、次に前期・後期に係る個別事項を、それぞれ記述した。

### <総括>

本監査は、令和2年度より4年計画で実施する定期監査の3か年目に当たるが、本市における監査基準及び監査業務の実施方針については、既に公表しているとおりである。

今回の傾向について述べるに当たっての前提条件として、令和2年度からの監査基準に沿った監査が、問題が発展するおそれに重点を置いたリスクアプローチの概念を取り入れたものであることは、従前からのとおりである。よって、記述内容も必然的に、契約上の疑義を招くような契約関連業務における指摘が中心となっており、本結果中では、低リスクと認められる軽微な事務手続上の誤りまで網羅しているものではない。

今回の定期監査においては、全体としては指摘事項の数は減少傾向にあった点は評価できるものの、文書の保存年限や処理方法の誤り等、適切な文書管理が行われていなかった事案や、過去から指摘してきた人為的ミスに起因する契約事務手続上の誤りが散見されたほか、前回の定期監査において指摘した事項が適正に措置されていなかった事案が見受けられたことは、誠に遺憾である。

これは、指摘を受けた事項についての引継ぎや確認が不十分であったことにより改善されていなかったものと考えられる。このような事態を引き起こさないために、担当者が変わっても事務引継ぎが確実に行われるよう引継事項を文書に残す、各所属においてマニュアルやチェックリストをこまめに更新するといった基本的な事項が確実に行われているかについて、職階に関係なく、職員一人一人が再確認することを強く望むものである。

また、例年言及しているところではあるが、過去から繰り返されている人為的ミスについては、内部統制が十分に機能していないことに起因しているものと考えられることから、研修やマニュアルを更に充実させる、決裁を形骸化させることなくチェック体制の強化を図る等のあらゆる方法により内部統制を充実強化させ、リスクを未然に防止できる体制を構築する更なる努力を期待するものである。

## ＜前期個別事項＞

### （市長室）

- 1 守口市市長車運行管理業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - （1）契約書に規定された受注者による「業務実施計画書の提出」及び「個人情報情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
  - （2）業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、基本管理外業務の単価契約において、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。
  - （3）本業務に従事する運行管理者は、事前に運転免許証の写し・運転記録証明書・経歴書を提出することとされているが、提出されている運転記録証明書の発行日が業務開始以降のものであった。

### （総務部）

#### 総務課

- 1 大阪府守口保健所、近畿中部防衛局及び守口市社会福祉協議会の業務で使用している自転車等は、本市の公用車駐輪場に駐輪している。

平成27年度に当該団体等と本市の間で、行政財産目的外使用の申請や使用料の徴収は行わないとする協議を実施したと総務課担当者から聴取したが、その旨の記録が保存されていなかった。
- 2 守口市予算決算及び会計規則（以下「会計規則」という。）第39条において、「歳入徴収者は、納入義務者が納入すべき金額を納期限までに納入しないときは、納期限後30日以内に督促状により督促をしなければならない。」と規定されているが、市役所来庁者駐車場ゲートバー接触事故弁償金が規定どおりに督促されていなかった。
- 3 庁舎会議室使用料において、次の事項が見受けられた。
  - （1）守口市庁舎会議室使用申請書を用いて帳票処理を行っているが、文書事務提要に定められた法制文書課への事前の届出を行っていなかった。

(2) 会議室の使用許可について、守口市事務決裁規程（以下「決裁規程」という。）別表第2の総務部総務課の項2号に基づく課長決裁となっていなかった。

4 守口市庁舎粗大ゴミ収集業務委託において、次の事項が見受けられた。

(1) 入札の告示文書には、守口市契約規則（以下「契約規則」という。）第2条の2第2項の規定により、必要な事項を記載しなければならないが、同規則第2条の2第2項第5号「契約条項を示す場所及び期間」が記載されていなかった。

また、総務課で作成している標準例に、当該項目の記載がないため、全庁的に誤りが発生している。

(2) 契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託において、契約規則第17条第1項第4号及び同項第7号でそれぞれ規定された「契約保証金」及び「検査」の項目が、契約書に記載されていなかった。

6 守口市庁舎省エネルギー改修業務委託において、契約保証金の納付を免除するに当たり、契約規則第21条第2号（相手方が保険会社と工事履行保証契約を締結した場合）を根拠としている。ところが、工事履行保証保険証券ではなく、保証事業会社の保証証書が添付されていた。したがって、契約保証金は免除ではなく、契約規則第20条第2項第5号による納付となる。

7 守口市庁舎総合管理業務委託における再委託等の禁止については、契約書第5条第1項に「書面により市の承諾を受けたときは、この限りでない。」と規定されている。この規定により、受託者は再委託届を提出しているが、承諾の手続きを行っていない。

8 公用車の定期点検追加作業において、業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

## 人事課

- 1 大阪府市町村共済組合補助金（大腸がん検診検査料）の請求手続きにおいて、助成依頼書に公印を押印しているが、公印を使用した時に起案等に押印することとなっている公印使用印が押印されていなかった。
- 2 契約規則第15第3項を根拠として随意契約を行おうとする場合、2者以上から見積書を徴しなければならないこととされているが、雇入時健康診断業務において、1者からしか見積書が徴されていなかった。
- 3 人事評価システム賃貸借契約及び人事評価システム保守業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除する場合、契約締結日と履行開始日が異なる場合は、契約締結日から契約期間満了日までを保証期間とした履行保証保険契約を締結する必要があるが、履行期間のみを保証期間とする履行保証保険契約が締結されていた。
  - (2) 契約書に規定された受注者による「個人情報取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
  - (3) 受注者から「契約関係提出書類届」及び「業務責任者届」並びに「業務実施計画書」が提出されていたが、代表者印が押印されておらず、收受処理もされていなかった。
  - (4) 賃貸借契約において、契約書に「賃貸人は、業務を完了したときは業務完了届を借主に提出し、検査合格後に完了月分の契約金額の支払を請求することができる」と規定されているが、業務完了届が提出されていなかった。
- 3 職員健康診断業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 検診項目ごとの単価契約を締結しているが、予定価格については執行予定総額により決定されていた。この場合、見積業者の見積単価額に予定数量を乗じて算出した金額が、各項目の予定単価額に予定数量を乗じて算出された予定価格以下であれば契約が成立することとなる。しかし、予定価格書には単価の記載があるのみで予定数量の記載はなく、予定価格の算出根拠が不明瞭であった。

- (2) 契約書に規定された受注者による「個人情報取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
  - (3) 令和3年度の契約完了時に作成された検査調書の決裁区分は、契約金額からすると部長専決となるどころ、課長専決で処理されていた。
- 4 エン転職ホームページ掲載業務において、業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

## **法制文書課**

- 1 自治体法務サービス利用契約において、契約規則第17条第1項第4号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「契約保証金」が、契約書中に含まれていなかった。
- 2 廃棄文書溶解処理業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 随意契約を行うに当たり、2者へ見積書の提出を依頼していたが、内1者は辞退であった。この場合、見積合せは成立していないことから、本来であれば他業者から改めて見積書を徴して見積合せを行うべきである。事情により見積書を提出した1者と随意契約を行うのであれば、その根拠を明記した特命理由書が必要となるが、作成されていなかった。
  - (2) 業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。
- 3 オンデマンド機の保守及び消耗品等の供給に関する委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 予定価格書には見積日や業務名等を記載することとされているが、誤った見積日が記載されていた。
  - (2) 契約保証金の納付に係る納入通知書が、相手方からの見積書提出前（契約金額確定前）に作成されていた。



- (3) 契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- 4 守口市附属機関等の音声データ反訳業務委託において、仕様書に「受注者は、校正にあたっては、(社)日本速記協会技能検定1級取得者を少なくとも1人従事させ、同検定取得者である証明の写しを契約時に提出すること」と規定されているが、証明の写しが提出されていなかった。

## **課税課**

- 1 各種証明書の交付事務において、次の事項が見受けられた。
- (1) 課税証明(非課税証明・無収入証明)・納税証明等交付申請書及び住宅用家屋証明申請書の帳票処理を行うに当たり、文書事務提要に基づき、法制文書課へ事前の届出を行っているが、届け出ている様式と異なる様式を使用していた。
- (2) 固定資産評価・公課証明書交付申請書を用いて、帳票処理を行っているが、文書事務提要に定められた法制文書課への事前の届出を行っていないかった。
- 2 令和6年基準年度固定資産税(土地)評価替えに伴う令和3・4・5年度路線価付設関連業務委託において、契約書の「債務負担行為等に係る契約の特則に関する事項」に記載されている金額に誤りがあった。
- 3 守口市税務窓口業務等委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 仕様書に規定されている日次報告書が報告されていなかった。
- (2) 仕様書の規定により、月1回定例会を実施することとされているが、実施されていない月があった。

## **納税課**

- 1 課税証明(非課税証明・無収入証明)・納税証明等交付申請書の帳票処理を行うに当たり、文書事務提要に基づき、法制文書課へ事前の届出を行っているが、届け出ている様式と異なる様式を使用していた。

## (会計室)

1 守口市会計事務補助業務委託事業に伴う機材等レンタル契約において、次の事項が見受けられた。

- (1) 契約規則第15条第3項第3号を根拠として随意契約を締結しているが、正しくは同条第4項第3項であった。
- (2) 契約規則第17条第1項第4号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「契約保証金」が、契約書中に含まれていなかった。
- (3) 契約書において、「甲は3ヶ月分のレンタル料金を四半期毎（4月、7月、10月、1月）に乙に請求し、乙は請求のあった月の末日までに支払するものとする」と規定されているが、月の末日までに支払われていないものや、契約書で定められた月に請求していないものがあった。

2 ゴム印の購入において、業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

3 収納済通知書データ化等業務委託において、次の事項が見受けられた。

- (1) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- (2) 契約書第15条「検査及び引き渡し」及び第16条「契約金額の支払」に係る事項について契約業者から委任状が提出されているため、業務完了時に提出することとされている業務完了届については受任者から提出されることとなるが、提出者の氏名が委任状に記載されている受任者の氏名と異なっていた。
- (3) 契約業者から再委託承諾申請書が提出され、再委託承諾書を交付しているが、申請に対する收受処理及び承諾に係る意思決定が行われていなかった。また、申請書に記載されている「再委託に係る履行体制に関する書面」が添付されていなかった。

- 3 口座振替データ分割統合業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 予定価格書には見積日や業務名等を記載することとされているが、誤った見積日が記載されていた。
  - (2) 契約金額が500万円を超える場合、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を市に提出するよう求めることになるが、徴収していなかった。
  - (3) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- 4 守口市会計事務補助業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 本契約は公募型プロポーザル方式により行われており、契約の実施起案及び締結起案は5年保存の文書として作成されていたが、プロポーザルに関連する起案は3年保存の文書として作成されていた。
  - (2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」が履行されていなかった。
  - (3) 仕様書において実施年度の3月末日までに報告することとされている「年次報告書」が提出されていなかった。

#### **(議会事務局)**

- 1 議会音声データ反訳業務委託において、契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- 2 議会公用車運行管理業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約保証金は契約規則第21条第1号により免除されていたが、履行保証保険証券（原本）が添付されていなかった。
  - (2) 令和4年度の基本管理外業務委託において、契約保証金は免除されていたが、誤った金額が算出されていた。

- 3 令和4年度朝日新聞購読契約において、業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

## ＜後期個別事項＞

### （市民生活部）

#### コミュニティ推進課

- 1 改葬許可書の交付事務において、墓地使用者等以外の者が改葬許可申請書を提出する場合は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第2条第2項により、申請書に「墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本」を添付しなければならないと規定されているが、同書類が添付されていなかった。
- 2 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付事務において、認可地縁団体の代表者からの申請により印鑑登録を行っており、申請のあった同日に印鑑登録証明書を交付しているが、守口市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則第7条に規定されている「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」が提出されていなかった。
- 3 コミュニティ振興施設助成金について、施設に供する用地の賃借料に対する助成金の額は、守口市地域コミュニティ振興施設助成要綱別表により「土地賃貸借契約金額と地代助成基準額のどちらか低い方」と規定されている。助成金交付決定額は全て土地賃貸借契約金額とされていたが、助成金交付決定起案には土地賃貸借契約金額と地代助成基準額の比較結果が記載されておらず、土地賃貸借契約金額の方が低額であることが不明確であった。
- 4 成人式会場周辺警備業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。
  - (2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

- (3) 契約書において、「受注者は、契約締結後7日以内に業務実施計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない」と規定されているが、期間内に提出されていなかった。
- 5 成人式会場設営等業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 文書保存種別の標準規程において、「契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、実施起案及び契約締結起案が3年保存とされていた。
- (2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- (3) 契約保証金は契約規則第21条第3号の規定により免除されており、この場合、根拠となる契約書の写しを契約起案に添付することとされているが、添付された2件の契約書の写しの内1件が、当該契約業者のものではなかった。
- 6 守口市子ども110番の家運動見舞金保険について、随意契約を行うに当たり、4者へ見積書の提出を依頼していたが、内3者は辞退であった。この場合、見積合せは成立していないことから、本来であれば他業者から改めて見積書を徴して見積合せを行うべきである。事情により見積書を提出した1者と随意契約を行うのであれば、その根拠を明記した特命理由書が必要となるが、作成されていなかった。
- 7 守口市コミュニティセンター新規購入図書に係るマーク抽出業務単価契約において、契約書の契約解除に係る条項中、暴力団排除条例等に関する内容が欠落していた。また、契約規則第17条第1項第9号及び第10号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「危険負担」及び「契約不適合責任」が、契約書中に含まれていなかった。なお、契約書に暴力団排除条例等に関する内容が欠落していた件については、平成30年度の定期監査において指摘を行ったが、是正されていなかった。
- 8 旧にわくぼ幼稚園警備業務委託において、仕様書に「本業務の実施に先立ち施設警備業務に従事する警備員を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証（写）及び受注者との雇用関係を証明する書類について書面をもって発注者に通知すること」と規定されているが、いずれも提出され

ていなかった。

9 特定計量器定期検査業務委託において、次の事項が見受けられた。

- (1) 契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- (2) 仕様書において、受注者は「毎事業年度開始前にその事業年度にかかる事業計画書及び収支計画書を作成し、市長に提出しなければならない」と規定されているが、令和3年度及び令和4年度のいずれの年度も提出されていなかった。
- (3) 検査職員は、検査完了後に検査調書を作成し、契約者に交付することとなるが、検査調書が作成されていなかった。
- (4) 契約書において、支払条件は「半期払」とされており、業務完了前の6月と12月に年額の半分ずつが支払われていた。しかし、支払の具体的な時期については契約書に明記されておらず、「受注者は、検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる」とも規定されており、契約書内で支払時期についての整合が取れていなかった。

## **総合窓口課**

1 各種証明書の交付事務において、次の事項が見受けられた。

- (1) 台帳処理を行っているが、文書事務提要に定められた法制文書課への事前の届出を行っていなかった。
- (2) 証明書の発行について、決裁規程別表第1「証明書等の交付に関すること」に規定されている主任専決となっていなかった。
- (3) 戸籍・住民票等減免申請書について、決裁規程別表第1「市税等の減免に関すること」に規定されている課長専決となっていなかった。

2 同時印刷式券売機・窓口受付システム保守委託において、契約書と支出負担行為伺書に記載されている受注者の代表者氏名が一致していなかった。

- 3 手数料自動収納機再リース契約において、次の事項が見受けられた。
- (1) 業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。
  - (2) 契約起案、支出負担行為伺書及び見積書に記載されている受注者の業者名が一致していなかった。
- 4 個人番号カード及びマイナポイントに係る広報チラシ配布業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 実施起案において、契約形態は「総価契約」と記載されており、「単価契約」の記載がなかった。
  - (2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
  - (3) 仕様書において、「配布済み箇所への整理については、住宅地図等を用いて配布箇所を着色する等の手法で行い、業務完了後は、配布枚数とともに、それらの地図等一式を発注者へ速やかに提出すること。」と規定されているが、地図等一式が提出されていなかった。
  - (4) 配布業務において、会計規則第45条第2号別表第1の6「単価契約のある委託料」に当たるにもかかわらず、支出負担行為の手続が支出命令の手続に併せて行われていなかった。
- 5 戸籍システム利用保守業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約規則第17条第1項第7号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「検査」が、契約書中に含まれていなかった。
  - (2) 契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

## 地域振興課

- 1 農政の証明書において、納入通知書により手数料を徴収しているが、同通知書に納期限が記載されていなかった。
- 2 守口市オリンピック・パラリンピックホストタウン事業ガンビア共和国受入業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 文書保存種別の標準規程において、「契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、当該契約起案が3年保存とされていた。
  - (2) 契約保証金は契約規則第21条第1号により免除されていたが、履行保証保険証券（原本）が添付されていなかった。
  - (3) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「業務実施計画書の提出」並びに「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
  - (4) 決裁規程別表第1において、「業務委託等の検査に関すること」の専決区分は次長専決と規定されているが、部長専決とされていた。
- 3 令和3年度守口門真商工会議所補助金の交付決定において、決裁規程別表第1の2の1（8）の項において、当該補助金の交付決定に係る専決区分は次長専決であるが、課長専決とされていた。
- 4 守口市工業活性化支援補助金において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 要綱第5条第1号に基づき、事業計画書を提出しているが、記載されている事業名や事業概要の内容に不適切なものがあつた。
  - (2) 要綱第5条第2号に基づき、交付申請書に申請者の業種が確認できる書類の写しを添えなければならないが、提出されていなかった。
  - (3) 要綱第5条第4号に基づき、交付申請書には、納税証明書の写し（発行日が申請日から3か月以内のものに限る。）を添えて提出しなければならないが、発行日が申請日より後の日付の納税証明書が提出されていた。



- (4) 要綱（令和4年4月13日施行）第9条第2号に基づき、補助事業が完了したときは、支払を確認できる書類を提出しなければならないが、相手方から提出された書類では支払を確認できなかった。
- 5 守口市スーパープレミアム付商品券発行等業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約保証金は契約規則第21条第1号により免除されていたが、履行保証保険証券（原本）が添付されていなかった。
- (2) 契約金額が500万円以上のため、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書が提出されているが、代表者印が押印されていないものがあった。
- (3) 再委託承諾申請書と暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（下請用）に記載されている再委託先の社名、住所が相違していた。
- 6 守口市PR事業駐車場借上げ業務において、業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

## **保険課**

- 1 窓口番号発券機保守業務委託において、契約書の約款が、改正後の民法に対応した内容となっていなかった。
- 2 高額療養費（外来年間合算）の支給事務について、申請書は「国民健康保険高額療養費（外来年間合算）支給申請書」と「自己負担額証明書交付申請書」を兼ねる様式となっているが、提出された申請書は、どちらの申請を行っているのか明らかとなっていなかった。
- 3 文書保存種別の標準規程において、「支出負担行為に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、療養費や葬祭費、出産育児一時金、高額療養費等の申請書兼請求書等が3年保存とされていた。
- 4 療養費等に係る各種申請書及び国民健康保険料の減免申請書について、文

書の收受処理が行われていなかった。

- 5 特定保健指導業務委託において、仕様書では、特定健康診査集団健診時特定保健指導委託運営費については、「契約締結日の翌月から契約終了日の翌月までの月数で均等割りし、毎月15日までに発注者に請求すること」と規定されている。このため、本来は6月から4月の11回割りで請求されることとなるが、実際は7月から4月の10回割りで請求されていた。

## **保険収納課**

- 1 国民健康保険料納料証明の交付事務において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 「国民健康保険料納料証明交付申請書」を用いて帳票処理を行っているが、文書事務提要に定められた法制文書課への事前の届出を行っていないかった。
  - (2) 決裁規程別表第1において、「証明書等の交付に関すること」は「係長又は主任」の専決事項であると規定されているが、申請書には担当者及びその他1名の確認押印があるのみで、主任による専決処理が行われていなかった。
- 2 コンビニ収納業務委託（後期高齢者医療保険料）において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 契約書において「受注者は、業務を完了したときは業務完了届を発注者に提出し、検査合格後に完了月分の契約金額の支払を請求することができる」と規定されているが、業務完了届が提出されていないかった。
  - (2) 契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていないかった。
  - (3) 受注者から「業務責任者等届」が提出されていたが、代表者印が押印されておらず、收受処理もされていないかった。
  - (4) 文書保存種別の標準規程において、「契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、実施起案及び契約締結起案が3年保存とされていた。

3 守口市市税及び保険料収納対策業務委託において、次の事項が見受けられた。

(1) 業務計画書について、契約書では契約締結後7日以内に発注者に提出しなければならないと規定されているが、仕様書では業務開始日までに提出することと規定されていた。なお、業務計画書は委託業者と市の双方が使用する共有フォルダにデータにて格納されており、実際の提出日は不明であった。

(2) 契約書における年度毎の支払予定額と、支出負担行為伺書における年度毎の支払予定額が異なる金額となっていた。

### **生涯学習・スポーツ振興課**

1 行政財産目的外使用許可において、次の事項が見受けられた。

(1) 行政財産目的外使用許可書の決裁文書の表題が「行政財産目的外使用許可申請書」となっていた。

(2) 文書保存種別の標準規程において、「認可、許可及び契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、当該文書が3年保存とされていた。

2 「守口市指定有形文化財佐太天神縁起絵巻」図録の販売事務において、納入通知書により販売代金を徴収しているが、同通知書に発行日及び納期限が記載されていなかった。

3 守口市立学校の施設等目的外使用料において、次の事項が見受けられた。

(1) 守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例施行規則第3条第1項において、施設等を使用するときは「守口市立学校施設等目的外使用許可申請書」を提出することと規定されているが、運動場夜間照明設備の使用を申請する場合は、規則に規定されていない申請書が提出されていた。

(2) 守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例施行規則第3条第3項において、施設等の使用を許可するときは「守口市立学校施設等目的外使

用許可書を当該申請したものに交付する」と規定されているが、運動場夜間照明設備の使用を許可する場合は、規則に規定されていない許可書が交付されていた。なお、平成30年度の定期監査において指摘を行ったが、是正されていなかった。

4 河川敷運動広場仮設トイレし尿収集汲取業務委託において、次の事項が見受けられた。

(1) 文書保存種別の標準規程において、「契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、当該契約起案が3年保存とされていた。

(2) 契約書の一部契約条項の訂正を行っているが、加除の字数の表示がなく、また訂正印が押印されていなかった。

(3) 契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

5 旧徳永家住宅機械警備委託において、次の事項が見受けられた。

(1) 業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

(2) 契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

(3) 業務責任者等届において、「経歴書を添付すること。」と記載されているが、添付されていなかった。

## **人権室**

特になし

## **(選挙管理委員会事務局)**

特になし

